

令和5年第22回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年11月17日(金)
場 所 大泉第六小学校

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 学校事故詳細調査委員会による調査の検証と再発防止策について

3 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和4年度決算特別委員会および令和5年度予算特別委員会における質問項目について
 - ② その他

4 視察

- (1) 大泉第六小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時15分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司

同	学校施設課長	柴 宮 深
同	保健給食課長	唐 澤 貞 信
同	教育指導課長	山 本 浩 司
同	副参事	風 間 浩 也
同	学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同	光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長		関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長		山 根 由美子
同	こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同	保育課長	清 水 輝 一
同	保育計画調整課長	山 口 裕 介
同	青少年課長	小 島 芳 一
同	子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和5年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、大泉第六小学校の図書室をお借りし、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただいております。お礼申し上げます。

また、本日は案件の最後に授業をご視察いただくことと、午後1時15分から体育館において児童の皆さんと意見交換会を予定しているので、よろしく願います。

なお、本日は学校であるため、マイク設備がないので、委員の皆様、それから部課長の皆様におかれては、通常よりもボリュームを大きめにお話をいただきたいので、よろしく願います。

教育振興部長

本日、教育総務課長は欠席させていただいております。どうぞよろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、陳情2件、協議3件、報告1件である。また、その後、視察を予定している。

まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件のうち、協議案件の(3)学校事故詳細調査委員会による調査の検証と再発防止策については、個人に関する情報が審議内容に含まれているので、個人情報保護のため非公開として、報告案件の後に審議を行いたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議2件についても、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

① 令和4年度決算特別委員会および令和5年度予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、1件のご報告を申し上げる。

それでは、報告の①番について、説明をお願いします。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

この資料は会派別ではなくてジャンル別に分かれているので、様々な会派が同一のジャンルの中で質問をされているので、そこはよろしく願います。

それでは、ただいまのこの資料2について、ご質問等があれば願います。

仲山委員。

仲山委員

1ページの10番である。デジタル教科書の取組の方向性というところだが、ここに関してはどんな答弁というか、説明をされたのだろうか。

教育施策課長

こちらについて、子供たち学習者用のデジタル教科書ということに関して、今後どのように進めていくのかという趣旨のご質問であった。国のほうで、令和6年度、来年4月1日から、小学校5年生、6年生、中学1、2、3年生の英語の教科書をデジタル教科書という形で、提供するというものである。これはデジタル教科書と紙の教科書を併用して使っていくというところである。練馬区教育委員会としては、まず、この6年度から提供がされるデジタル教科書子供たちが使えるように、準備を進めていくということ。また、国のほうもそうなのだが、順次、教科を増やしていきたいという考え方を持っているの、それらを有効に活用していけるような環境を整え、先生方の理解を深め、子供たちにデジタル教科書を使った有効な授業展開を図っていききたいと、そのような趣旨のことをご答弁させていただいた。

以上である。

仲山委員

来年4月からは紙とタブレット併用ということである。この併用というのは、好きなほうを選べるのか、児童生徒に両方をともかくお渡しするのか、そこはどうなのだろうか。

教育施策課長

併用というのは、場面、場面で、デジタルのほうが使いやすい、教えやすいというときと、紙を使うほうが子供たちの学習に効果的だということで、その場面、場面で使い分けることが想定されている。子供がどちらを使ってもいいということではなくて、授業の中で先生が使い分けていくというような理解である。

以上である。

仲山委員

そうすると、物としては、児童生徒は両方持っているということか。

教育施策課長

おっしゃるとおりである。

仲山委員

これは将来どうなるのか。将来は、今のところ併用でいく予定になっているのか、将来はもう完全にデジタルに移行する方針になっているかに関してなのだが。

教育施策課長

現段階では、明確なものが決まっているところはない。これは国においても、練馬区教育委員会においても同様である。これまでの議論で行われているのが、デジタル教科書を使うことが、学びやすさであったり、分かりやすさであったりというところの成果につながりやすいだろう、ただ一方で、いわゆる書籍を読むとか、直接書くという行為をするといったことも、これは大切なことなのだという論点が議論されている。それらを踏まえながら、将来的に併用という形でいくのか、ある程度集約していくのかというところは、今後の検討、議論かというところの認識である。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ただいまの件について、私からもお伺いしたいが、教科書のある章とかある項目がすべてデジタルに変わってしまって、その章立ては完全に欠落しているのか、それと

も紙にはなっているが、もっと深めたい、もう少し細かい話については、QRコードでデジタル教科書を検索すれば、もっと深い勉強ができるのか、どちらか。

教育施策課長

まず、紙の教科書とデジタル教科書は基本的には同じものが掲載されている。今、教育長のご質問にあった一部分がどちらかにだけあるということではなくて、全てが両方にあるというものである。その上で、デジタル教科書の特性ということもあるが、例えば画面を拡大して字を大きくするとか、ルビを打ってもらうとか、マーカー、ハイライトなどを使うとか、さらに、関連する動画やコンテンツをQRコードとかウェブサイトからアクセスできるとか、そういったものである。紙の教科書にプラスしていろいろな機能が加わっていくというようにご理解いただきたい。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほかに、これ含めて、これ以外にもあったら。岡田委員。

岡田委員

今の質問に関連しているが、デジタル教科書がいよいよ本格的に使われるようになると、電子黒板なども必ず必要になるかと思う。現在の小中学校というのは、その電子黒板の各教室への配置状況というのはどのようになっているだろうか。

教育施策課長

この後、授業の視察でもご覧いただけるかと思うが、電子黒板は小学校、中学校ともに、普通教室には全教室ということで配備が完了している。また、理科室とか図工室とか、特別教室等々に関しては、1校当たり3台ということで配備をしてきた。今般、これからデジタル教科書がどんどん活用が広がっていくということで、指導者用のデジタル教科書も必要だということになると思う。来年度に向けて、教科書が改定というタイミングを迎えるので、それに併せて指導者用のデジタル教科書や、それを投影する電子黒板も今まで以上に充実する方向で、教育委員会として検討や準備を進めているところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。どうぞ、仲山委員。

仲山委員

このページの16番だが、タブレット端末の重さによる子供の身体的負担についてということだが、これに関してはどのような説明をされたのだろうか。

教育施策課長

子供たちに貸与しているタブレットパソコンである。約1.3キロの重さがある。昨今、子供たちがランドセルに教科書であったり、タブレットであったり、いろいろなものを入れて背負うに当たって、特に低学年の子供には、少し重過ぎる、身体的負担だということは、保護者の方からもいろいろとご意見等いただいている。私ども各学校に対して働きかけ、お願いをしているのは、目的を持ち、その活用の頻度に応じて家に持ち帰っていただきたい。毎日、毎日、意味もなく持ち帰るということではなくて、必要なときに持ち帰っていただきたい。そして、逆に置き勉という言葉であるが、毎日家庭に持ち帰る必要がない教科書や教材は、学校に置いていってよろしいわけである。こういったその時々、子供の状況に応じた柔軟な対応、運用というものを各学校にお願いしているところである。

以上である。

仲山委員

実際には児童は毎日持って帰っている人が多いのではないかなと思うが、その辺りの割合に関して何か分かっていることがあれば。

教育施策課長

全ての学校の全児童生徒、例えば、何%、何人がという、そこまでの詳細な調査はしていない。ただ、こういった私どもからの働きかけや運用のお知らせに対して、各学校も、例えば月曜日はタブレット以外の体操着等々含めたいろんな荷物が多くなるから、タブレットを置いていこうとか、必要に応じて、学校で行っていただいている。私どもの認識としては、必要なときに持ち帰っていただいていると。一方で、学校からの連絡帳とかお知らせということで、タブレットを必要だということで、持ち帰っていただいているところもあるから、そういった場合には逆にそれ以外の荷物を減らす工夫をしていただいていると。申し訳ない。明確に何人、何%がということではないが、そのように対応を図らせていただいている。

以上である。

仲山委員

この1.3キロというのは、どちらかといえば重たいほうのタブレットかなと思う。予算のこともあるのでそう簡単に軽くはできないとは思いますが、次に導入するときには、少しでも軽いものをお願いしたいと思う。

教育施策課長

今、委員からお話があった。私どもは5年間のリース期間ということで、契約を取り交わしていて、令和8年2月までがその期間ということである。いずれにしても、タブレットは日進月歩変わってきているし、バッテリー等も弱まっていくから、更新を考えなければならないというものである。更新する際には、今、委員からお話もあった、例えばより軽くて、丈夫で、使いやすくてというのがベストなのだが、そこにプラス経費、コストの観点も鑑みてということで選定していきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

中田委員。

中田委員

タブレットのことばかりで申し訳ない。連絡帳として今、使われているだろうか。紙の連絡帳なのか。

教育施策課長

連絡帳ということで、子供たちが、例えば明日はこういった授業がある、明日はこれを準備してほしいということを、紙の連絡帳ではなくてタブレットを通じて先生方から、メモというか、忘備録というか、送っている。そういうことをやっている学校もある。片や、それに対して、保護者の方にも見てほしいというような運用をしているところもあるが、保護者の方は子供のタブレットを四六時中、開いているわけではない。ほかの質問にも出てくるが、保護者の方と学校の間での情報連絡を行う新しいシステムサービスを今、準備しているので、できるだけ早期に新しいものをお使いいただけるようにということで取り組んでまいり。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。岡田委員。

岡田委員

3つあるが、まとめて。

教育長

どうぞ。

岡田委員

1つが、2ページの下のほうの働き方改革に関すること。先ほど教育振興部長からご説明いただいた項目、54、55に関することである。区内の学校で通知表をなくした学校があるというのは承知しているが、私としては、通知表の役割というのはすごく大事で、この学習評価も適正に子供にきちんと評価をすることで子供の学習意欲を高めたりする大切なものだと思う。これが働き方改革ということで質問が出てきたので、なくす方向でというような趣旨があったのかと心配したところである。この54、55について、どのようにお答えしたかというのを教えていただきたい。

2つ目が、9ページのその他のところで、34番である。ひきこもり児童生徒に対しての訪問支援と早期発見に向けたこの取組というのを少し教えていただきたいということが2つ目である。

最後が、10ページの一番下、33番で、不登校加配事業との違いおよび現在の状況という、これは校内別室指導支援員配置事業に関することだが、この答弁の内容についても、教えていただきたい。

以上である。

教育長

資料の説明のときに私も申し上げたが、各会派の質問をジャンル別に入れているので、ジャンルの中にやるなという質問があったり、やれという質問があったり制度矛盾みたいなのがあるので、それはご了解をいただきたい。

それでは、答弁をお願いします。

教育指導課長

では、最初にあった通知表の件についてのご質問にお答えする。予算特別委員会でのご質問の中から、通知表が働き方改革という考え方と、さらに5段階評価などにこだわらない新しい評価の在り方ということにも触れられているところである。まず、通知表そのものについて、この目的は何かというところをこちらのほうでは答弁させていただいている。要は学習評価ということで、通知表を渡すこと、評価をすることで、教師が児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することができるということ。また、学習したことの意義や価値を子供自身に実感させることができるようにすることで、自分自身の目的や目標、課題を持ってさらに学習を進められることができるということ、目的としていることである。そういった通知表も形式や在り方は様々あるかとは思いますが、そういった学習評価を行ったことをきちんと子供たちに還元していくということが通知表の目的であるので、そういった意味で、必要なものであると考えているというお答えをさせていただいている。

以上である。

教育長

次の質問は、不登校のひきこもり児童生徒に対しての訪問支援および早期発見に向けた仕組みについてのご答弁をされた方は。

副参事

不登校加配のほうでよろしいか。

教育長

はい。10ページのほう。

副参事

不登校加配事業のことについてのご質問に対する答弁をご説明したい。このご質問は、東京都のほうで今年度より、校内別室指導推進事業というものを始めている。このことについてご説明したことに対して、それとの違いということでは不登校加配というものについてはどういうものかという質問である。校内別室指導推進事業というのは、支援員を別途、配置することによって別室指導の充実を図るものなのだが、こちらで話題になっている不登校対応加配は、各校の教員の配置定数に加えて、不登校対応を充実させるために、3年間にわたって教員を1名多く配置するといった事業である。これは校内別室指導支援員とは異なって、正規の教員が配置されるものであって、このことによって、加配教員が校内における不登校対策の中心となって、例えば不登校に関する状況を分析したり、それから不登校児童生徒に対して情報収集や整理を行ったり、校内研修の企画や運営等を行ったりすることで校内体制を強化することができるというような事業である。また、それ以外にも、個々の不登校生徒に対して、適応指導教室への支援につなげたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図ったりすることが期待されているものである。この不登校対策加配教員が現在、中学校に6名に配置されているといったご説明をした。

以上である。

子ども家庭支援センター所長

ひきこもりの児童生徒に対しての訪問支援および早期発見に向けた仕組みについては、学校での取組と子ども家庭支援センターによる取組についてお答えをする形になる。学校では、遅刻だとか欠席が重なる気になるお子さんへの支援方法としては、教員間で共通理解を図り、面談や家庭訪問を行うほか、適宜スクールソーシャルワーカーにつなぐなど、一人一人に応じたきめ細かい対応を行っているという学校の取組をご答弁している。これに併せて、不登校やひきこもりの背景には、様々な家庭環境というところもある。そういった場合については、私ども子ども家庭支援センターにご連絡いただき、要保護児童対策地域協議会の仕組みを使って、様々な機関と連携し、ご家庭に置かれている状況、それからお子さんの状況等を確認しながら、学校含め連携して対応している。こういったことについて、ご答弁したことになる。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかはないだろうか。仲山委員。

仲山委員

8ページの10である。学校給食における牛乳の廃止または希望制への要望についてということである。これは牛乳を廃止したらどうかという機運が社会的に起きてきているのか、その辺りに関してお伺いしたい。

保健給食課長

牛乳に関しては、アレルギーといった場合には、当然、対応して、飲まないことはある。それ以外にも、苦手というか胃腸の関係で牛乳が飲みづらいということで、それについては、選択制、あるいは牛乳をみんなが飲むことをやめたらどうかというようなご意見をいただいている。今、お話にあった社会的な機運ということではないと思うが、牛乳の中の成分について、様々な説というのはあって、その中にはあまり健康に、言うほどいいわけではないという説があるのも事実である。そうしたことで、ご質問を受けたが、私どものお答えとしては、基本的に牛乳でなければなかなかカルシウムの摂取は難しいということは科学的に分かっているので、それを考えると、牛乳を選択しない、飲まないという選択肢はなかなか考え難いということでご答弁をしているところである。

以上である。

仲山委員

ちなみに、牛乳は毎回ついているのか。

保健給食課長

牛乳については毎日献立が替わっても、必ずついている。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。
ほかに。中田委員。

中田委員

2ページの56番の教員を対象としたストレスチェックというのが行われているのか、また、その関係された教職員の対応をどのようにされているのか、教えていただけたらと思う。

教育指導課長

練馬区では、教員を対象に毎年ストレスチェックを実施している。小中学校も今年度でいえば、小、中、幼稚園合わせて3,878人が受けており、その割合、受検率は96%となっているところである。その中で、高ストレスと判定された人数は354人で、受検者の約9%という結果になっている。そうした高ストレスと判定した先生たちに対しては、希望で医師による面接指導の実施や、医師の意見に基づいて必要に応じた仕事分担の変更など、就業上の措置を行っているところである。

以上である。

教育長

どうぞ。

中田委員

これは区独自で行われているものなのか、東京都でこのように言われているものなのか、どちらだろうか。

教育指導課長

こちらは区で行っているものである。区が区に勤めている学校職員に対して実施しているといった扱いになっている。

教育長

ただいまの件だが、設問は区が独自に作り上げたものなのだろうか、それとも何か流通しているやつを使ったのか、教えていただけないか。

教育指導課長

それが区オリジナルのものであるかについては、後ほど調べてお答えさせていただくが、一定の基準のものがストレスチェックとして行われていると考えている。

以上である。

教育長

職員、いわゆる教育職ではない、ここにいる部課長のような一般職の場合は、健康管理そのものとかストレスチェックを企業に委託している。だから、その事業者がやっている設問を答えるということで、企業にノウハウそのものがある。それを委託という形で提供してもらっているというのが、いわゆる区役所の一般的な職員のやり方である。

中田委員

分かった。

教育長

ほかにないか。岡田委員。

岡田委員

今のことに関してなのだが、幼稚園の先生方はやるのか。また、もう1つ、こういうのを伺っているのかどうか、幼小中の先生方のストレスのかかり具合が違うというのは、データとして出てくるのか。

教育指導課長

このストレスチェックについては教育総務課が担当しているもので、私のほうで今、お答えさせていただいている。幼稚園の先生もこちらのほうについては実施している。

幼稚園の先生のストレス状況については、非常に数も少ないものだから、はっきりと小中と比べるところはなかなか難しいかとは思いますが、その傾向については、また分かったらお知らせさせていただきたい。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかに。森山委員。

森山委員

8ページの11番である。今年の夏は非常に暑かったわけである。各校の熱中症に対する記録を教育委員会へ提出することとあるが、大体この記録というものはどういったもので、この記録に基づいた何か対策を講じていらっしゃるのかお尋ねしたい。

保健給食課長

一般的な原則として、熱中症の指数というものがあって、これが31を超えた場合にはもう運動はやらないというようなことがある。タイミングによっては、運動している最中にその指数が31を超えてしまうといったケースも考えられる。そうしたケースも含めて、夏季の一定の温度、高温のときの運動をしたときには、それぞれどういう対策を取ったかというのを、それぞれ個別に記録をするということを学校に求めている。途中で給水をするとか、休憩を逐一取る、あるいは予定を切上げて活動をやめてしまうということも含めて、どういう対応をしたかを必ず記録をして、それを保存していくことを求めている。これについて、この中で議会の委員からあったのは、これを即時、報告をしてもらったほうがいろいろな対応を教育委員会として自分のできるのではないかという趣旨でお話があった。短期間で報告をすると、日々の作業になってしまうので、これについては、基本的に対応の記録をしていただく。当然のことながらそれに対する対応の検証は行うが、いろいろな対応をできるように、まずは記録をつけるということで学校にお願いしているというお答えをしたところである。

以上である。

教育長

平成31年だったと思うが、全小中学校、区立幼稚園に対して、熱中症計の配備を保健給食課において行った。そのことがただいまの答弁である。

この3ページの資料の一番下段の92番、腕時計型熱中症センサーの導入の検討についてということだが、そういう物品を配備しているのだが、腕時計型のセンサーを配備したらどうかという質問があり、それを踏まえて答えた。

以上である。

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、報告事項は以上である。

事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかはない。

教育長

それでは、報告は以上となる。

初めにお諮りしたとおり、協議の（３）の審議を行う。この協議（３）については、初めにお諮りしたとおり、非公開で行う。したがって、本日の定例会の傍聴はここま
でとなる。また、傍聴の皆様と議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いする。